平成２９年（フ）第９９号
北海道室蘭市東町１丁目21番１―104号
債務者　山崎　　武
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
北海道帯広市西18条南３丁目35番20号
債務者　左京　和広
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
北海道河東郡音更町雄飛が丘北区１番地68
債務者　田中　るみ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
岩手県岩手郡雫石町下町東２番地42、旧住所岩手県宮古市区界第２地割55番地
債務者　堂前　　修
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２号
山形県鶴岡市大宝寺町７番17号　エスポワール大宝寺201号室、前住所山形県鶴岡市板井川字宮の下132番地
債務者　五十嵐秀昭
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０４号
群馬県太田市浜町46番15号
債務者　喜多　良江
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１２号
群馬県館林市富士原町1173番地の19
債務者　古瀬まゆみ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５８号
新潟県新発田市本町１丁目13番２号　第２コーポ井上３
債務者　古山美津子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１７８号
香川県高松市木太町2839番地13、申立時の住所香川県高松市木太町1372番地７　シャトーメゾン木太302
債務者　川東　学史
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０７号
香川県丸亀市中津町1473番地18
債務者　羽田健太郎
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１２号
長崎県長崎市田上３丁目18番24号　ハイツ辻村201、旧住所長崎県長崎市三景台町15番５号
債務者　三浦　秀俊
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ６棟504号、旧住所長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ８棟205号
債務者　田中　水保
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
長崎県長崎市日の出町４番14号　サンライズ102
債務者　富田　芳子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
大分市賀来北１丁目１番60―206号（コーポＮａｋａｉ）
債務者　藤澤　仁士
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇156番地の２太田アパート
債務者　太田　和宏
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第５１８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟412
債務者　後藤　有香
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
仙台市太白区金剛沢２丁目８番50号　ポトスハイツ101
債務者　荒井　美里
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係